

労働諸問題に関する講習会 (人事・労務・総務担当者向け)

社団法人
東京建設業協会

昨年来、労働契約法や改正パートタイム労働法など新法・改正法が成立し、各企業では、これまで以上に労務管理の重要性が高まっており、労働法の正確な知識が求められます。特に、担当部門や管理者には普段から法律的素養を身につけておくことが必要とされます。本講習会では、建設業の方々に対して、これだけは押さえていただきたい労働法の実務ポイントについて、最近の法改正や判例を踏まえ具体的に解説いたします。

開催日時

平成20年11月6日(木) 13時30分～16時30分 (13時より受付開始)

内容と講師

1. 近時の法改正と労働安全衛生等に関する労働行政
 - ① 近時の法改正の概要
 - ② 労働契約法・パートタイム労働法・最低賃金法等の基本的性格
 - ③ 労働安全衛生等に関する労働行政
 - ④ 建設業の特殊性
2. 建設業における労災法上の「労働者」等～最判平成19年6月28日を題材として～
 - ① 事案と判旨
 - ② 労働基準法研究会報告(昭和60年)
 - ③ 労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告(平成8年)
 - ④ 実務上の留意点
 - ⑤ 労働契約法上の安全配慮義務
3. 労働時間
 - ① 労基法の労働時間法制はなぜ守りにくいのか
 - ② 労基法上の労働時間とは(労基法32条)
 - ③ 労基法上の休日とは(労基法35条)
 - ④ 36協定の上限基準と労基署対応
 - ⑤ 時間外・休日割増等の支払い(労基法37条)
 - ⑥ 途中休憩の原則(労基法34条)
 - ⑦ 管理監督者

講師：柘木野 一紀(ひらぎの かずのり)氏
弁護士(石奇信憲法律事務所)
早稲田大学法学部卒業。2001年司法試験合格、2003年弁護士登録。

受講料

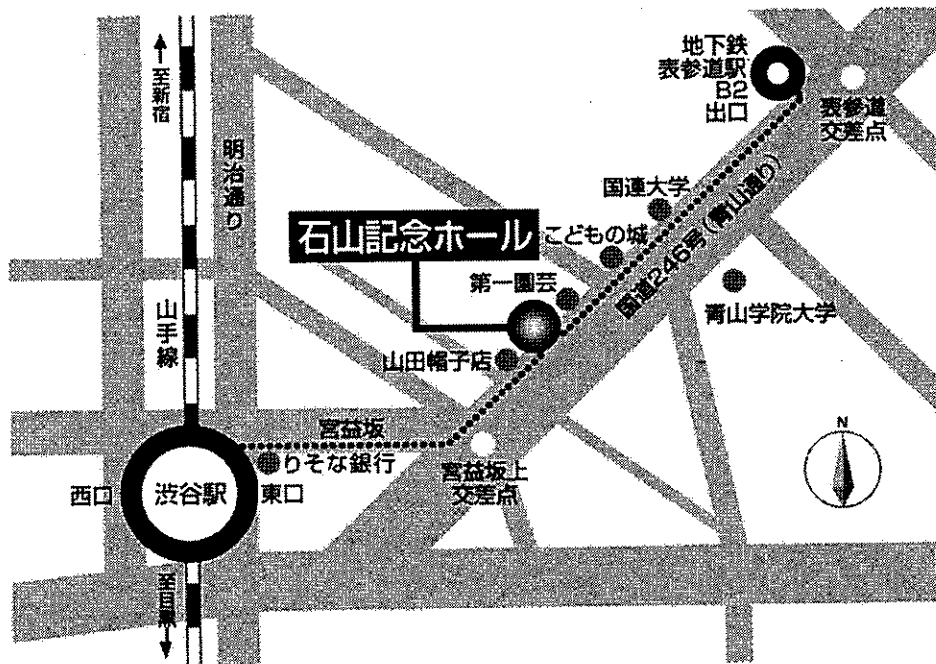
無料

申込方法

- ・定員50名
- ・申込用紙によりFAX (03-3555-2170) にてお申し込み下さい。受け付け後、受付番号を記入の上、返信させていただきます。
- ・定員に達した場合などで、受け付けられない場合は、その旨ご連絡いたします。

会場

石山記念ホール 渋谷区渋谷1-1-8 青山ダイヤモンドビル9階〔電話03-5468-2461〕



- 表参道駅から徒歩約8分(地下鉄出口B2番)
東京メトロ銀座線、半蔵門線、千代田線
- 渋谷駅から徒歩約8分(東口/宮益坂方面)
JR、東京メトロ銀座線、半蔵門線、13号線(2008年開通予定)
東急東横線、東急新玉川線、京王井の頭線

問い合わせ先

社団法人 東京建設業協会 講習会係 (電話 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170)

〒104-0032 中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階

各種研修会等のご案内は、東建ホームページ (<http://www.token.or.jp>) に掲載しております。